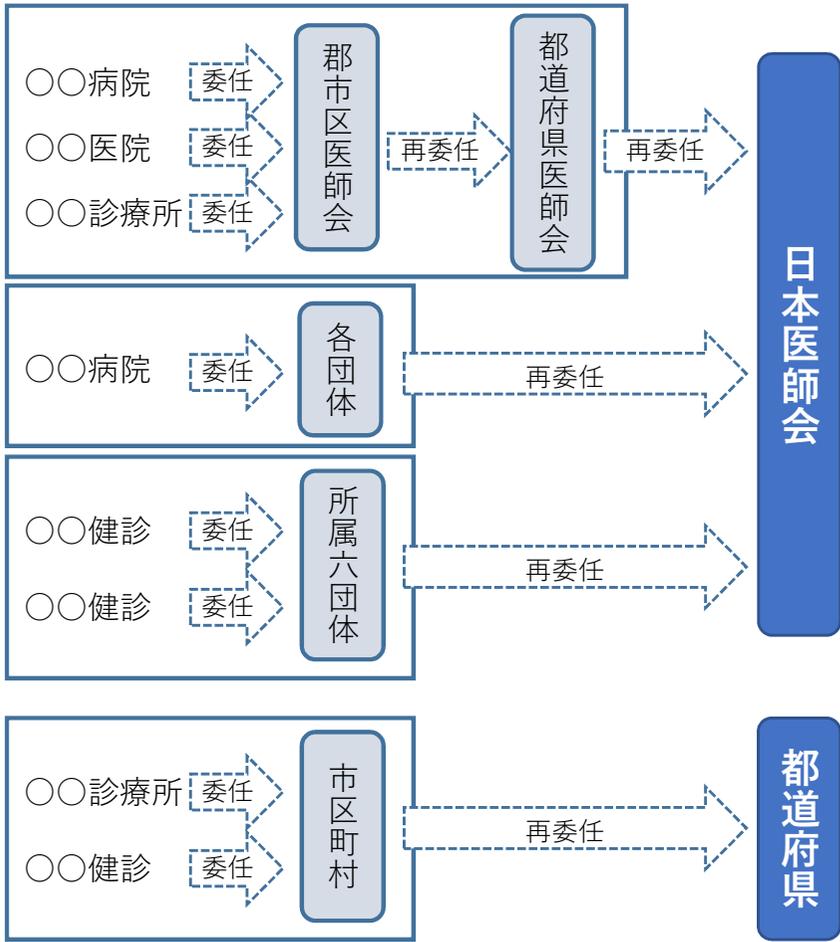


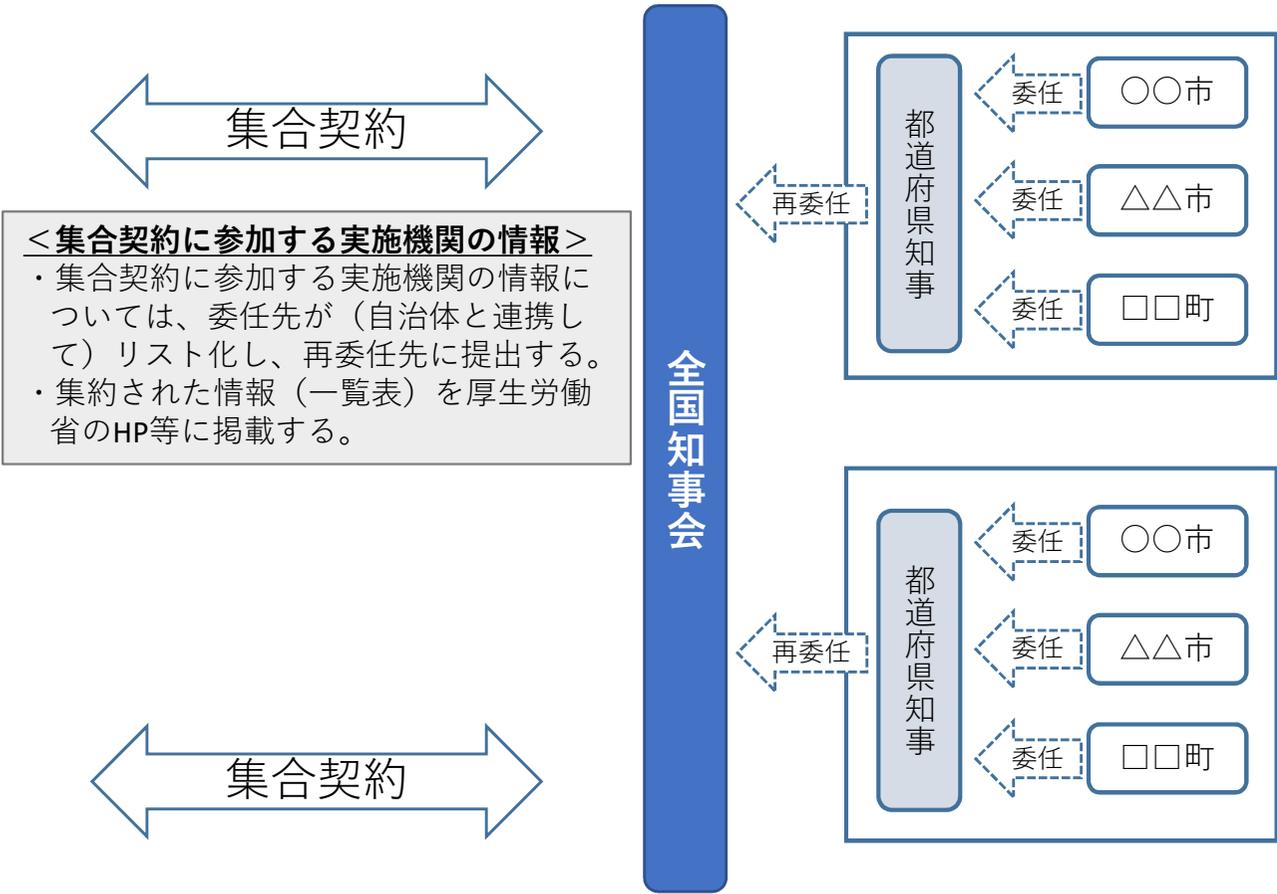
- 抗体検査及び予防接種に係る集合契約の締結について、市区町村は都道府県に委任し、都道府県は全国知事会に再委任する。
- 抗体検査及び予防接種に係る集合契約の締結について、実施機関はそれぞれが所属する郡市区医師会等の取りまとめ団体に委任し、取りまとめ団体は日本医師会に再委任する。なお、取りまとめ団体のいずれにも所属しない実施機関は市区町村に委任し、市区町村は都道府県に再委任する。
- 契約の締結について委任を受けた全国知事会と、日本医師会（及び都道府県）がそれぞれ集合契約を行う。

実施機関 (医療機関及び健診機関)

## 実施委託を受ける側



## 実施委託を行う側



**<集合契約に参加する実施機関の情報>**  
 ・ 集合契約に参加する実施機関の情報については、委任先が（自治体と連携して）リスト化し、再委任先に提出する。  
 ・ 集約された情報（一覧表）を厚生労働省のHP等に掲載する。